基発0906第５号

平成24年９月６日

　　都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長

（公　印　省　略）

　　　　傷病の状態等に関する届等に添付する診断書の様式及び特別加入の

　　　　加入時健康診断の健康診断証明書の様式の一部改正について

　傷病の状態等に関する届、傷病の状態等に関する報告書又は傷病補償年金若しくは傷病年金受給者の定期報告書に添付する診断書（じん肺用）の様式については昭和52年３月30日付け労働省発労徴第21号・基発第192号（以下「192号通達」という。）により、労災保険の特別加入に係る加入時健康診断のじん肺健康診断証明書の様式については昭和62年３月30日付け基発第175号（以下「175号通達」という。）によりそれぞれ指示しているところであるが、じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第82号）の施行等に伴い、これらの様式を下記のとおり改正することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

１　192号通達の別添２年金通知様式第２号の１を次のとおり改める。

（１）「９　合併症に関する検査」の「肺結核以外の合併症に関する検査」の「エックス線特殊撮影」に、「年月日」を記入する欄を加える。

（２）「10　肺機能検査」に、「１秒量予測値」及び「％１秒量」を記入する欄を加え、「25／身長」を記入する欄を削る。

（３）「10　肺機能検査」の「TORR」を「Torr」に改める。

２　192号通達の別添２年金通知様式第２号の２を次のとおり改める。

（１）２の「「じん肺診査ハンドブック」（昭和54年以後発行のもの）」の次に「（Ⅱの５の（１）及び（４）を除く。）及び平成22年６月28日付け基発0628第６号「じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について」」を加える。

（２）１１のハを削り、ニをハに、ホをニに改める。

３　175号通達の別紙特診様式第１号を次のとおり改める。

（１）「７　肺機能検査」に、「１秒量予測値」及び「％１秒量」を記入する欄を加え、「25／身長」を記入する欄を削る。

（２）「７　肺機能検査」の「TORR」を「Torr」に改める。

（３）「８　合併症に関する検査」の「肺結核以外の合併症に関する検査」の「エックス線特殊撮影」に、「年月日」を記入する欄を加える。

４　適用

（１）上記１及び２の改正は、平成24年11月１日以降に提出させる傷病の状態等に関する届等に添付する診断書に適用する。

（２）上記３の改正は、平成24年11月１日以降に指示する加入時健康診断に適用する。